

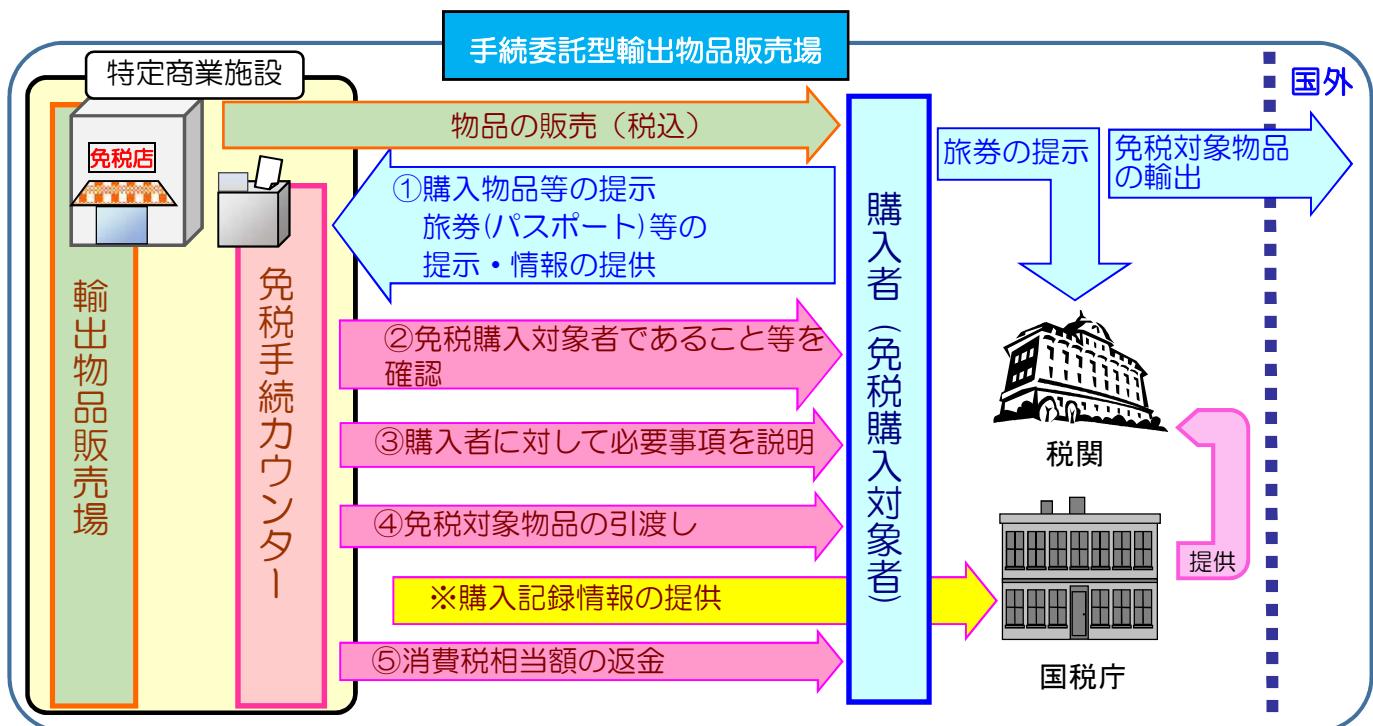
#### 4 免税販売手続

(承認免税手続事業者が行う免税販売手続)

問85 承認免税手続事業者が免税手続カウンターにおいて行う免税販売手続について教えてください。

【答】

免税手続カウンターにおいて承認免税手続事業者が行う手続は、次の①から⑤までとなります。



- ① 免税購入対象者本人から購入物品等と旅券（パスポート）等の提示・情報の提供を受けます。

また、免税購入対象者が日本国籍を有する場合は、証明書類（「在留証明」又は「戸籍の附票の写し」）の提示を受けた後、

- ・ 証明書類に記載された情報の提供を受けます。
- ・ 又は、証明書類の写しの提出を受けます。

- ② 次の事項を確認します。

- ・ 提示を受けた旅券等により、購入者が免税購入対象者であること
- ・ 免税購入対象者が免税手続カウンターにおいて提示する物品等と手続委託型輸出物品販売場において販売された物品とが同一であること

- ③ 免税購入対象者に対して必要事項を説明します。

- ④ 免税対象物品を免税購入対象者本人に引き渡します（消耗品（一般物品と消耗品を合算して購入下限額を判定する場合には、その一般物品も含みます。）については、指定され

た方法により包装します。)。

(5) 免税販売手続を行った物品に係る消費税相当額を免税購入対象者へ返金します。

(注) 購入時に上記①～⑤及び購入記録情報の提供を行った場合のみ免税販売することができるため、購入日の翌日以後に手続を行ったとしても免税販売することはできません。

免税手続カウンターにおける免税販売手続に関し、一般型輸出物品販売場と共通する留意点等については、以下の問も併せてご参照ください。

・免税販売の方法 問27

・消耗品の包装の方法 問34～36

(参考) 購入記録情報の提供については、問37～52をご参照ください。

(手続委託型輸出物品販売場における免税購入対象者への説明の実施者)

問86 当社は手続委託型輸出物品販売場を経営しており、当社の販売場で商品を引き渡した後、免税販売手続は、免税手続カウンターで契約した承認免税手続事業者が行っています。この場合に、免税購入対象者への説明は当社と承認免税手続事業者のどちらが行うのですか。

【答】

手続委託型輸出物品販売場においては、承認免税手続事業者が免税購入対象者に対する説明を行うこととなります（消基通8－1－11）。

(免税販売手続に関する記録の保存)

問87 承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場ごとに、免税販売手続に関し作成した書類や記録を保存しなければならないとのことです  
が、具体的にはどのような記録をどれくらいの期間保存する必要がありますか。

【答】

承認免税手続事業者は、手続委託型輸出物品販売場ごとに免税販売手続に関し作成した書類や記録を整理しておく必要があります（消令18の3②、消規則10の4）。

具体的には、承認免税手続事業者において、手続委託型輸出物品販売場ごとに、①免税販売手続を行った日、②その際の販売価額（税抜）、③他の手続委託型輸出物品販売場の販売価額（税抜）と合算して免税販売の対象となった場合にはその状況（例えば備考欄にA店舗とB店舗分を合算等）を記載した帳簿等を作成して、免税販売手続を行った日の属する課税期間の末日から2か月を経過した日から7年間、承認免税手続事業者の納税地又は特定商業施設内に設置する免税手続カウンターの所在地に保存しなければなりません。

(免税手続カウンターにおける手続等の特例)

問88 手続委託型輸出物品販売場制度において、その物品の販売価額（税抜）の合計額が免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定に係る特例があるとのことですが、その概要について教えてください。

【答】

一の特定商業施設内の複数の手続委託型輸出物品販売場（その特定商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含みます。問83参照）において、同一の日に同一の免税購入対象者に対して譲渡する一般物品の販売価額（税抜）の合計額と消耗品の販売価額（税抜）の合計額について、その免税販売手続を代理する一の承認免税手続事業者がそれぞれの販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別に合算して、免税販売の対象となる下限額の判定（一般物品、消耗品の区分に応じそれぞれ5千円以上であるかの判定）を行うことができるとされています（消令18⑭、18の3①）。

なお、その免税手続カウンターで免税販売手続を行う全ての物品について、必ず合算して免税販売の対象となる下限額以上であるかの判定を行う必要はありません。

また、一般物品と消耗品の販売価額（税抜）が5千円未満であったとしても、合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装（問34参照）することで、免税販売することができます。この場合、当該一般物品は消耗品として取り扱うこととなります（問14参照）。

この取扱いは手続委託型輸出物品販売場制度にも適用されるため、例えばA店で1個4千円（税抜）の一般物品を販売し、B店で1個2千円（税抜）の消耗品を販売した場合も、免税手続カウンターで指定された方法により包装することで、消耗品としての販売価額（税抜）の合計額が5千円以上となり、免税販売することができます。

(免税手続カウンターにおける消耗品の上限額の判定)

問89 複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額を合算して免税販売の対象となる下限額以上かどうかの判定を行った結果、消耗品の販売価額（税抜）の合計額の合算後の額が50万円を超えることとなった場合、この消耗品の販売は免税対象とならないのですか。

【答】

免税手続カウンターにおける手続等の特例（問88参照）と異なり、消耗品の販売価額（税抜）の合計額が免税販売の対象となる50万円以下の範囲内であるかについては、それぞれの手続委託型輸出物品販売場における消耗品の販売価額（税抜）の合計額により判定することとなります（消令18②二、消基通8-1-12）。

したがって、複数の手続委託型輸出物品販売場における消耗品の販売価額（税抜）の合計

額を合算して判定する必要はなく、各手続委託型輸出物品販売場における販売価額（税抜）の合計額が50万円以下の範囲内である場合は、免税対象となります。

<具体例>

- ① 甲店で1個40万円（税抜）の消耗品A、乙店で1個20万円（税抜）の消耗品Bを販売した場合（甲店と乙店の消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額60万円）

免税手続カウンターで免税販売手続を行う消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額が50万円を超えるますが、甲店及び乙店における消耗品の販売価額（税抜）はそれぞれ5千円以上50万円以下の範囲内であるため、消耗品A、Bともに免税対象となります。

- ② 甲店で1個60万円（税抜）の消耗品A、乙店で1個4千円（税抜）の消耗品Bを販売した場合

甲店で販売した消耗品Aはその販売価額（税抜）が50万円を超えていたため免税対象とならないため、免税手続カウンターにおける合算の対象となりません。

したがって、免税手続カウンターにおいては、甲店と乙店における消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額ではなく、乙店で販売した消耗品Bの販売価額（税抜）が5千円以上50万円以下の範囲内であるかを判定することになりますが、乙店で販売した消耗品Bの販売価額（税抜）は5千円以上ではないため、消耗品Bも免税対象となりません。

- ③ 甲店で1個49万9千円（税抜）の消耗品A、乙店で1個4千円（税抜）の消耗品Bを販売した場合

甲店及び乙店における消耗品の販売価額（税抜）の合算後の額は50万円を超えるが、甲店及び乙店における消耗品の販売価額（税抜）はそれぞれ50万円以下であるため、消耗品A、Bともに免税対象となります。

(一般型輸出物品販売場で譲渡した物品に係る手続等の特例)

問90 一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で、承認免税手続事業者として他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続も代理しています。この一般型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額と他の手続委託型輸出物品販売場で販売した物品の販売価額（税抜）の合計額とを合算して、その物品が免税販売の対象となる下限額以上かの判定を行うことはできますか。

【答】

一の承認免税事業者が、免税販売手続を代理する複数の手続委託型輸出物品販売場（その特定商業施設内において承認免税手続事業者が経営する一般型輸出物品販売場のうち、免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場を含みます。問83参照）における一般物品の販売価額（税抜）の合計額と消耗品の販売価額（税抜）の合計額を一般物品と消耗品の別にそれぞれ合算している場合には、その合算後の額により免税販売の対象と

なる下限額（一般物品、消耗品それぞれ5千円）以上であるかの判定を行うことができます（問88参照）。

したがって、承認免税手続事業者として免税手続カウンターを設置している一般型輸出物品販売場と他の手続委託型輸出物品販売場で販売する物品について、一般物品の販売価額（税抜）と消耗品の販売価額（税抜）をそれぞれ合計している場合には、その合算後の額により免税販売の対象となる下限額以上であるかの判定を行うことができます（消令18の3①）。